

---

○議長（斉藤 重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時50分）

---

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第6、議案第63号 調停の申立てについての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（斎藤文彦君） 議案第63号は、調停の申立てについてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 菊池三郎君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（藤井 要君） これは町長に聞くということになるかと思いますが、最初この3ページの4あたりになりますか、「申立人が控えめに提示した受益者負担案（15パーセント）」ですね。そして、これの金額の場合と工法の場合でもめていると、同意が得られないというようなことですが、この申立人が控えめにした提示額ということは、前に25とか、30とか、そういう数字があって、申立人が控えめに15を提示したという解釈ができると思うんですが、最初の金額、当局はどのような金額を最初考えていたのか。

それと、交渉したということになっておりますけれども、交渉人は誰が交渉しているのか。

そして、この交渉に対して当局は代理人か何かを頼んであるのか。

そして、相手方との交渉が決裂しているわけですが、これに対して、相手方の言い分はどのくらいを言っているのか、それによっては申立てをしなくてもいろいろな調整が、議会に諮ったりしてできるのではないかという考えがありまして、いま3点ほど質問をさせていただきたい。

○副町長（松本忠久君） 町長が私から答えろということでございますので、私の方から答弁をさせていただきます。

最初の提示案ということでございますが、いろいろ崩落の状況、現場の状況等を私どもは調査してもらったわけでございますけれども、いろいろな状況を勘案して、今回の件については、前例のない異例な事態でございましたので、ぴったりこの基準でというものがない中で、

内部で検討したわけであります。

それで、議会の議決もいただきました分担金条例の中にあります最高50パーセントを超えない範囲ということがありますので、まずそこから検討に入ったわけでございますけれども、ほかの補助事業とか、治山事業等のこともありますので、そういったことも勘案した中で、内部で最終的に15パーセントをいただくのが適正な額ではないかということで、15パーセントを提示させていただきました。

それから、交渉は誰がしているかということでございますが、基本的には建設課が中心となって相手方と話を進めているわけでございます。最初の段階、スタートの段階では私も先の方とごあいさつをいたしまして、復旧工事に協力を願いたいということでの話は申し渡してございます。

それから、議案の中にもありますように、町としては、最低これだけは協力していただかないと仕事が進みませんよということで、まずその土地、工事に必要な土地の提供がなければだめですよということ、それから、測量とか、そういった土地の立入の承諾を願いたい、あるいは応分の分担金条例等に基づくお金の支出も行っていきますよということで、町でいろいろな事業を進めている中でほとんどの場合、地元の要望等を受けてやる事業が多いものですから、その際にこういったことはやっていただきますよという確認の意味で要望書を書いてもらっているわけでございますけれども、それにつきましても、区長さんと連名でいただいてスタートしたわけでございます。

そういった話をしていく中で、相手さん、先方・・・、最終的な話になりますけれども、町が委託で頼んだ調査会社の調査結果に不満を持っているということ、あるいは工法がテラセル工法ということで、現場をご覧いただければわかりますように、重機も入らない、人がやっと入れるくらいのところでございますので、そういったことを勘案してテラセル工法が一番現場に向いている工法だろうということで提案をいただいているわけですが、その工法も気に入らない。もちろん分担金の額の関係についてもなるべく安くしていただきたいというようなことがございまして、なかなか話が進展しないということでございます。

ごく最近になってきますと、住宅も多少痛んでいますので、その住宅の修繕費も町がもつべきだとか、そういったことまで出てきておりますので、なかなか町と当事者同士で話をしておりますけどだんだんだんだん話がエスカレートするような形になってまいりまして、ちょっとこれ以上話し合いを進めることは無理だろうというような観点から今回このような第三者機関に仲裁をお願いすることが話をスムーズに進める上で適当だろうということで、本日の

提案になった次第でございます。

○1番（藤井 要君） これは2回目の質問じゃないですよ。フィクサーみたいな、代理人が入っているのか、いないのか、それを先ほど言いましたけれども、当局は誰か代理人を立てて、そのようなことはないのか。先ほど質問をしましたけれども。

○副町長（松本忠久君） 町が町と当事者だけで話をすると、言った、言わないの話になるものですから、最初から地元の区長さん、それから区長代理さん、このお二方にはこの話し合いに必ず加わっていただくような形でお願いをしております。

そのほか別に町から要請をして、特命でお願いしますみたいなことはしてございません。

○1番（藤井 要君） では、2回目の質問をいたします。

それでは、何回くらい交渉したのかということもあるわけですよ。そして、先ほどの副町長の答弁の中では、相手方はある程度の大まかなことを言っていますけれども、自分はこのくらいの金額であれば納得するよとか、そのようなことはいま答えられていないわけですが、ただ相手は不満であるよと、金額で不満だということだけなんですか。

自分の意思として相手方は「この金額だったら私は納得しますよ」とか、そういうようなことは一切ないわけですか。

それから、先ほどもフィクサーみたいな代理人が入っていないかというようなことを私は言いましたけれども、この調停に対して裏取引みたいなものは町長、ないでしょうね。裏取引である程度決まっているなんていうことはないでしょうね、町長。

○町長（齋藤文彦君） そういうことは全然ありません。

○産業建設課長（菊池三郎君） 交渉につきましては、副町長が申し上げたように、私どもが行っているわけですが、相手側と交渉したのは6回ほど交渉しております。

○1番（藤井 要君） 先ほど相手方の言い分というか、はっきりした数字は全然出てこないわけですね。ただ不満だ、不満だということで当局は困っちゃったよと、だから、机の上に引っ張りだそうかということだと思っんですよ。

先ほど私は、その引き出すのはいいですけども、内ないで昔の密室政治じゃありませんけれども、そういうところである程度の落とし所を決めて、これは先ほど・・・、確定の数字じゃないですけども、30だとか、25だとかあって、控えめの15を出したと、それが15から・・・、「15のテーブルに着いてくださいよ」と言うのか、それとも相手が不満だ、不満だ・・・、これはゼロが一番いいことでしょうけれども、ゼロに近付けるためのとりあえずの15で、そして、ある程度の5パーセントとか10パーセントのところを手を握るような、そんな裏工作はして

いないですよ。町長。そういうことじゃないですよ。

○町長（齋藤文彦君） そのようなことは絶対ありません。

自主避難をして6カ月以上経っているわけですがけれども、自分たちの住宅被害があって、借家で生活しているというようなことで、町道の方も保全のために早く工事に入りたいということで、交渉に入ってきたわけですがけれども、何と言いますかね。当局との会話のキャッチボールができなくて、向こうが一方的に言うだけで、そういう交渉に入ることがなかなか非常に難しいようなことが多々ありまして、自分の家にも何回か来たことがあるわけですがけれども、なかなか会話が成り立たないというようなことがありまして、区長さん、区長代理さんの方も「おれたちは抜かしてください」というようなことがありまして、にっちもさっちもいかなくなりまして、調停をお願いするということですので、藤井議員のいうようなことは全然ありませんので。

○1番（藤井 要君） 議長、ごめんなさい。4回目になりますけれども、一つ。

○議長（斉藤 重君） 最後です。どうぞ。

○1番（藤井 要君） 相手方がいろいろなことを言って来ているということの一覧か何かがあるわけで・・・、そうしないと全然こちらに資料がないですよ。先ほどから答えられていない。

相手方がいろいろなことを言って来ているということは、相手方の言い分があるわけですので、言い分を出してください。それによって私たちも調停に入らなくてもこの案だったら納得できるんじゃないか、町長、15が基本でしょうけれども、15に近付けないで10にする可能性もあるかもしれない。私たちも考えた中で。相手の言い分が出ているわけですから、それを示してください。

○町長（齋藤文彦君） 先ほど課長が言いましたとおり、いろいろ工法に対して文句とか、いろいろあって、町が悪いとか、いろいろそういう話で始終していて、何と言いますかね。肝心な部分の会話になかなか行かないわけです。こっちが誘いかけても。

だから、非常にやむにやまれぬこういう調停ということをお願いするところでございます。

○議長（斉藤 重君） 順番に一通りずっと・・・、重なるような質問は極力避けて、関連はいいですがけれども、いま1番議員から出たような同じ回答を求めるようなものについては考えながら質問をしてください。

○6番（土屋清武君） ちょっと伺いますけれども、この調停の申立ての内容を見ますと、これは倉科先生が作ったということで、これは現場を見たかどうかは、私はわかりませんけれど

も、町の方からの担当から聞いて作ったのではないかと思いますけれども、これでいくと、この崩壊はすべて相手方の工事の工法の仕方によって崩壊したんだと、だから、すべて一方的に相手方がこの災害を起こした原因であるというような内容に私は判断したわけです。

実は、私はこの4月23日の豪雨の後、見たわけですが、あの現場の石部側の町道を国道から見た段階で、その上にある農道道部岩地線ですか、あそこのところからあの下へと色が変わって、ちょうどこの崩壊した上に砂防の壁を造ってあるわけですが、そちらの斜めに勾配が、この町道の勾配が非常に強く、そして、路面が路肩の方へと水が流れるようになっているわけでしたが、そんな関係でこの道路から流れてきた水の跡が非常にはっきりと、あそこらに木が立っていたわけですが、木の色が変わっているわけですが、そういうようなことが見えたわけですが、一切そういうことは関係ないと、すべてこの被害は相手方の起こしたものだ、原因がそれによるというように私は解釈したわけですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

それで、先ほど1番議員がちょっと質問したわけですが、このテラセル工法の関係で、人家のある所にやった例があるものかどうか。実は、この工法は私の聞いている段階ですと、道路の法面に草を生えさせるようにして法面を保護するものだということらしいです。そこと、もう一つは、受益者の負担金案が15パーセントという案になっているわけですが、先だっの全員協議会の時に5パーセントという数字が出ているわけですね。変えたいと。ですが、15で出すということですか。

○議長（斉藤 重君）　そこで打ち切って、その回答は回答で求めてください。

○6番（土屋清武君）　一応それだけとりあえずご質問いたします。

○副町長（松本忠久君）　崩壊原因につきましては、私どもは専門業者に調査を委託して、議員さんにもその調査結果、中間報告という形でお配りしてございますので、それ以上でもそれ以下でもないということでご認識をいただければいいと思います。

中間報告といいますのは、私どもは契約期間がありまして、その契約期間がまだ残っているものですから、ほかにもやる仕事がありまして、まだ終わっていないものですから、中間という謳い方をしてありますけれども、その調査につきましては、これはほぼ終了している内容でございまして、これが大きく変わるということはないはずでございます。

だから、その町がどういう不備があったのかと言われまして特に・・・、こんなことを言っただけではどうかと思いますが、逆に被害を受けたのは町道の方だろうか、要するに、だんだん畑で安定勾配であった所に宅地造成で大きく切り込んで下の安定勾配をなくしてしま

ったということが、まず第一義的に考えられることだと、それにその水、雨が降って、その時の雨もそうですけれども、前まえからその水みちがあったのかもしれませんが、そういった水が作用したと、それで、工法、その法面の吹付工法自体も県のがけ地条例ですか、そういった条例を考え合せるとちょっと無理があったと。もう少し頑丈な法面工法を採用すべきであったんじゃないかというようなことも書いてありますけれども、そういったものが原因ではないかというような報告でございます。

それから、もう1点、テラセル工法を人家の裏にやった例があるかどうかということでございますけれども、実績としてはあるそうでございます。また、詳細につきましては担当課長から答弁をしていただきますけれども。

それから、最終的なパーセンテージ、分担金のパーセントの関係でございまして、先ほど藤井議員のご質問にもお答えいたしましたように、一応私どもの方から正式に先方に提示したのは15パーセントでございます。

これは私も担当課の職員と一緒に会いまして、区長さん、区長代理さんにも立ち会ってもらって、一応町の分担金条例でまいりますと上限50パーセントですと、だけど、それをそのまま50パーセントで当てはめても大変相手方の方にも負担でしょうから、いろいろ勘案した結果、内部で協議の結果、15パーセントは出していきたいということでの提示はさせていただきました。その時に相手方の言い分として、現地調査とか、設計とか、そういうのは相手方としては「もつわけにはいかないから、その分は外してくれないか」、「15パーセントという数字もちょっと大き過ぎるから、12とか13とか、そのくらいに少なくなならないか」とか、その程度の話はありましたけれども、その場の話ですけれども、その場では「お答えできませんので、また検討させていただきます」というお答えを私はしてございます。

一応私が出席した話し合いの席ではそういうことは話しましたが、5パーセントの数字というのは私も知りませんし、担当の方でもしていないはずでございます。

○町長（齋藤文彦君） 5パーセントのことは、私が全協で言ったわけですが、交渉するに当たって、「町はこのくらいを考えているよ」というようなことを担当者と話し合っていたわけですが、そこまで話が交渉の段階がいきませんので、こちらから数字を出したのは15パーセント、向こうに伝わっているのは15パーセントでございます。

○産業建設課長（菊池三郎君） テラセル工法について説明させていただきたいと思いますが、最近の新しい工法でございまして、いまどこに使われているかというような、具体的にはいま調べてございませんので、「ここで使っているよ」というのは言えませんが、国

土交通省等が認めた新しい工法ということで、広く道路維持、保全のために法面に使われている工法でございます。

いろいろ現場は狭い場所でございますして、工法もそれなりにはいろいろあろうかと思えますけれども、いわゆる機能性ですとか、施工性や経済性等を勘案した中で、このテラセル工法が一番の評価としていいのではないかというようなことで、私どもは提案を申し上げたところでございます。

○9番（稲葉昭宏君） いろいろ意見が出ていますけれど、一つ、まず、この調停の申立書の内容をいうと、相手方がここに書いてありますけれども、要望書を町の方へと出したと、これは私は初めて知ることなんですが、その中の3番目に「法令に従い応分の受益者分担金を負担する」という、そういう意思が書いてありますね。

これは当局側がこの法令に従い受益者分担金を負担するというこの当初の時の相手方の意思というのが、どういうふうに受け止めたかということと、この時点でこれは日にちが5月ということだから、調査の方の結果が出ていない時点の話かな。これは。ちょっとそのことと、だから、完全に「私の方もお金を払いますよ」という意思ですよ。これは。それが一つ。

そして、もう一つ、4番目に「申立人が控えめに提示した15パーセント」と、これをいまいろいろ議論が出ていますけれども、原因は確かにもう相手方の方に原因があるんじゃないかと大方の調査の中で言われていますし、副町長もそういう話をしたけれど、それにも関わらずこちら当局側が控えめに、本当に私は控えめだと思いますよ。この数字というのは。この15パーセントの控えめに出した数値、これを、その調停をする時に、この15パーセントというので「調停をしてくれよ」という意思なのか、本来であれば調停委員会で、はじめに全然白紙の状態で調停案というのは、例えば、調停委員がそこで「半分出しなさい」と言うこともあり得るわけだろうと思うけれども、これは法的にいろいろの根拠を見れば、「半分もちなさいよ」ということもあり得るかもしれない。あるいはそうじゃなくて、当局側に「5パーセントにきなさい」という結果が出るかも知れない。

ここに15パーセントと謳ってあるこの負担率の案がこの線で当局側は「これから1銭も引けませんよ。だから、この15パーセントで調停をしてくださいよ」という意味なのか。

そこら辺が2点。

そして、もう1点は、先ほど1番議員の方からいろいろ話がありましたけれど、この問題は、私はこれは当局側が25パーセントあるいは15パーセント、5パーセントとどんどんどんどん下げていく、こんなハチャメチャなやり方で・・・、これはむしろ相手方の意向を逆に混乱させ

る要因になってきたと、そして、私は4～5日前に相手方が話があるからということで、私も直接お話しをしました。兄貴さんとね。そうしたところが、彼が兄貴さんですから、「私らはそれで、もう5パーセントで了承しているんだ」というお話も伺いました。個人的ないろいろな内容の中で、かれも感情的になっていますから、いろいろここであんまり私個人のことにについては「あなたが先頭を切って反対をしているんじゃないか」ということまで私の方も・・・、そういう話、ほかにもろもろほかの議員さん方のいろいろな内容もおっしゃいましたけれどもね。

そういう形のものの中でことが運んで行ったら、もうこれはハチャメチャだ。本当に。だから、今後結局どういうふうにするかというのは、これは大変な問題だと思いますけれど、我われ議会も本当にこれは算定基準を考える時に、算定基準をどこに置くかということもまだこれは時間をかけてやらなければと私は思いますけれども、その点のことについて、なんで早く決着をつけようとしているのか。

町長が、私は情実に流されて、かわいそうだとか、何だとか、そういう言葉は使うべきではない。あなたがお金を出して助けてあげるなら、これは結構だ。これは私が常々言うように公金で処理するわけですから、税金を払うのに容易でない思いをして血の涙を流して税金を払っている人はいくらでもありますよ。そういうことをよく考えていただきたい。この3点をお願いします。

○副町長（松本忠久君） まず、第1点目の要望書のご関係でございます。これは、私どもは仕事にかかる前にやはりこういうことがなければ「町が勝手にやったんだ」と言われても困るものですから、一応の目安として、こういうことでお願いしますよということで、要望書を出していただきました。これには本人さん、それから本人さんのお兄さん、それから岩地の区長さん連名でということでございます。その内容につきましては、その「24年4月23日発生した集中豪雨により崩落した町道星山線の下の法面の調査、測量及び復旧工事の実施を要望します」、「調査や測量の実施に際して、私の所有する土地や建物に立ち入りすることに同意します」、2点目として、事業実施にあたり予想される下記事項について責任を持って町に協力するものであることを申し添えます。一つ、用地について工事に必要な用地については無償で松崎町に提供します。二点目として、受益者分担金について道路法等の法令の定めに従い、応分の負担額を負担します。三点目として、環境変化に伴う地元住民の同意及び第三者の同意については、地元住民の反対はありません」と、それから施設を設置することによる将来の維持管理についてでございますが、「将来の維持管理については、町に協力します」こういった内容で要

望書を上げていただいております。

ただ、これを出していただいた時点ではやっぱりこれを誠心誠意尊重して協力してくれるものだなと思って、私どもは一生懸命汗をかいてきたわけでございますけれども、最近の話し合いの中では、「こんなものは町が書けと言ったから書いたんだ」と、「内容については知らないよ」というようなことを言い出したということでございます。

それで、肝心の負担、分担金でございますが、私どもは相手方に条件提示といいますか、応分のということで負担をお願いするについては、先ほど冒頭でお答えしたかと思っておりますけれども、町の分担金条例で上限50パーセントとなっていると、最も出してもらう場合ですと50パーセントですと、だけど、今回の場合については、いろいろ災害的な要素もあるし、15パーセントでお願いしたいということでお願いをしているわけです。

最初の提示については、計算の基礎となる工事費とか調査費とか、応急工事、そういった金額があるわけが、その中で調査、測量設計については相手方の言うことをそのまま言ってもあれですけれども、それは相手方の方では出せないということで、その部分は削ってくれと。その上で15パーセントではなくて、12パーセント、13パーセントというようなことでの減額もしてくれないかということで、これは本人が言ったのではなくて、確かお兄さんの方がそういうことで言ったと思います。そんな話がございました。

それで、今回法律事務所の方に調停の手続きをお願いするにあたりましては、町としては、こういう条件提示がしてありますと、ですから、これがベースになりますので、これで調停に入ってくださいと、だから、15より上とか下とかということはまだ法律事務所の方には言ってございません。

もう既に私どもの方では15パーセントで相手方に言ってありますよということでこの議案の中にもある遠慮がちな15パーセント、そういう表現になっているのかと思います。

ただ、冒頭の内容では金額は明示しておりませんので、それは弁護士さんの方でどのような話になるのか、ちょっと確信は持てませんけれども、なるべく私どもの方としては、15パーセントで頑張ってもらいたいという気持ちは持っていますけれども、その辺は交渉といいますか、調停の中でどういうふうに行くのかということについては、ちょっとはかりかねるところはございます。

もう1点、当局がハードルを下げて相手を混乱させているという部分については、議員ご指摘のとおりであります。いくら秘密会でということでの議会との全協の相談と言いましても、どこからどういうふうに伝わることはないとも言えないと思いますので、私どもとしては、町

の当局としては、5パーセントで相手方に「どうですか」という話はした覚えはございませんけれども、相手の方にそういう話が伝わっているとすれば誠に残念でなりません。要するに、当局としては全協での議員さん方のご意見を踏まえて5パーセントではちょっと議会の皆さんの了解を取るのには難しいのかなというような判断をしたわけでございます。

ちょうどその全協の時に私はいなかったものですから、役場へ出てきてまずその議事録がどうなっているか確認をしました。いろいろの議員さんの発言も確認をさせていただいた中で、なかなか5パーセントで皆さん方の了解を得るのは難しいだろうと思ったものですから、担当の方に確認して「5パーセントの提示はしていないよね」ということの確認は取れたものですから、ちょっとそれはまずいと、もし相手が最終的に課長と補佐と一緒に行ったわけですが、もし相手が5パーセントという話を出してきたら、5パーセントでは議会の了解が得られませんというふうに回答をするように指示はしております。

だから、公式に町の方から5パーセントでどうですかということは言っていないはずでございます。

○町長（齋藤文彦君） 稲葉議員の方から町長は情に流されるというようなことをよく言われるわけですが、私は情に流されていることはありません。このまま放置すれば、工事をそのままほっぽかしておくと、何か二次災害があった場合、町の責任になるわけですから、なるべく早く工事をしたいというような気持ちが強くございます。

それで、今度の調停ということは、今までいろいろやってきたわけですが、仕切り直しということになると思いますので、こういうイレギュラーな場合はいろいろ条例では定められないところがあるわけですが、ここでやったらこれだけで、この場所でやったらこれだけだと、それではうまくないではないかというのがありますので、その前例となりますので、このようなことをちゃんとしっかりお話をして調停をしていただきたいなと思っています。

○9番（稲葉昭宏君） いま副町長からわかりやすく明快な答弁をいただいたわけですが、そうすると、当局側はこれは、僕が執拗にこだわるというのは、この15パーセントという数字だね。もうこれは調停の時にここを基準にして調停がなされるのかな。あくまでもこれは話し合いで早い話が「ゼロでもいいですよ」という調停になるかもしれない。これはね。

だけど、今の要因をこの要因はどこにあるかと言ったら、原因は調査してもらったとおりで、そんなゼロになるということは、これはあり得る話ではないんだけど、これが15パーセントの上になるという可能性はないわけだよな。だから、それ以下で話がつくだらうという

想像はつくわけですからね。

それであれば、なんか私が先ほど言ったようにお兄さんと話をした時に「5パーセントでおれらは了承するんだよ」と、「了承してあるんだよ」と、ある・・・、立場上あまり不確定なあれをしてはまずいんでしょうけれども、向こうのいわば町長の代理の方ですか、その方との話し合いは、そういうふうにして、もう話はなっているんだというような、だから、いつでも5パーセントで、そして、調査費を抜いた価格であればいつでも話には応じるという話で、向こうが言う代理人との話はそういうふうになっていると。

そうすると、これはもうどういうことになるのかな。これは結局だから15パーセント以下で話をつけないければならない状況になってくるわけだね。これは調停の。

ただ、調停の委員会ではいろいろな状況があるから、15パーセントという線が一番最低の線でこれは動かないのかな。

これはあまり私の方が憶測で物を言っでは申し訳ないけれども、ちょっとそんな感じがするけれども、どうなのでしょうね。

○町長（齋藤文彦君） 先ほどから町長の代理、代理と言っていますけれども、私は代理なんか立てたことはありませんので。

○9番（稲葉昭宏君） 町長、代理人というのは向こうが言っています。だから、私を怒ってもしようがない。

これは、だから信憑性をうんぬんというと、相手方が言うことですから、そして、あるいはその線で問題は、誰が言っている、代理人が言ったということではなしに、その線ならそれは町長の方に伝わっていると思いますよ。それはもう相手方が言うんだから。「5パーセントで話し合いがつく」、「調査費があれしてあればいつでも返事をする」と言っているんですよ。

代理人というのは向こうが言うのだから。私を怒ったってしょうがない。

○議長（斉藤 重君） 暫時休憩します。

（午前10時41分）

---

○議長（斉藤 重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

---

○議長（斉藤 重君） 質疑を続けます。

○5番（高柳孝博君） いろいろ討論があったわけですが、その中に当局の交渉としては6回の交渉をしているという答弁がありました。私たちがわからないのは、6回の答弁の中で相手方がどのようなことを最終的に言っているということを当局は認識しているのか。

それと、当局が今後それに対してどう対応しようとしているのかよくわからなくて、5パーセントとか、15パーセントが出ているのではないかと思います。そのあたりの考え方を6回までの間に相手方が言っている言い分はこうである。先ほど要望書がこういうふうに出しましたというのはありましたが、要望書に対して受けた中では、まだ何パーセントとかというのは出ていないわけですね。その後その6回の交渉の中でそういう何パーセントとかという話が本当に出ていたのかどうか。先ほど5パーセントとか、15パーセントとか言っているんですが、そこがはっきりしないと今の疑問が解けないんじゃないかと思っています。

それと、今後どういうふうに、調停をするということは、当局がこれが原因だということを言っている相手も受けていないから調停になるということだと思っていますので、そのあたりの当局の考え方をもう一度明確な現在の考え方を教えてください。

○副町長（松本忠久君） 6回の交渉の中でいろんな話が出ているわけですが、ここでああ言った、こう言ったといってもいろいろ結構辛辣な言葉も伺っております。「松本副町長は法律だなんだ固いことばかり言って話にならない」というようなことも言われていますので、それはさておきまして、その要望書を出していただいて、それに基づいて私どもはそれをよりどころに仕事を進めていけるわけですが、昨今の話し合いの中で、「そんなものは知ったことか」というような雰囲気になってきたと、それじゃあ、もうこれ以上話し合いを進めるについても何の手がかりもないじゃないかというような雰囲気になってきているわけです。

それで、区長さんとか、区長代理さんあるいはその方のお兄さんも話に加わっていただいてやっているわけですが、最終的に一番近い情報提供ということで言いますと、お兄さんも手を引いたと、区長も区長代理も「もう勘弁してください」というような状況の中で、今後やるについても、町と直接話をしていくわけですが、それができるかどうかということになりますと、なかなか難しいのではないかなという状況に立ち至っておりますので、この辺でもう、いくら話をしても前に進みませんので、第三者機関、裁判所というところに間に立っていただいて、話をまとめていただくのが一番いいのではないかな。町にとってもいいし、相手にとってもそれが一番いいのではないかなという考えに至って、本日このお願いをするに至ったということでございます。

そういうことで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○8番（一瀬寿一君） いろいろ議論がなされていますが、6カ月以上も話し合いをして、解決策ができないと、こうなると万やむを得ない、調停をしなければならない、こう思うわけですが、しかし、調停は調停で最後の手段となるわけですが、行政側の手法がいささかちょっと悪いのではないかなと思うわけです。と言うのは、全協も二度三度やって、何で数字が先に出てくるのかなと、私は全協の中でも結構言いました。これはやっぱり相手のある交渉ですから、こっちは15だ、20だという話よりも、相手方の気持ちをよく聞いた上で交渉事というのは進めていかなければならないと思うわけです。そこで、さっきから15パーセントとか、5パーセントというような話も出ていますけれども、5パーセント・・・、別室で先ほどちょっと話を聞いていると、5パーセントという話も出て、その5パーセントで相手の方は一応内諾を得るような状況であると、そして、工法について、いま工事のやり方について若干の不満があるということで、もう少しのところで話し合いができるのではないかな、あえて調停にかけるところまではいかななものかなと、もう少し努力をすれば私はできやしないかな・・・、ただ、5パーセントで議会が同意するかしないかは別として、5パーセントが独り歩きして、大体5パーセントならOKだという話も聞いております。ということは、一旦5パーセントという話が出てくると、もう調停にかけても相手方が5パーセントでどうだろうかということをおっしゃっていると、調停にして「15でどうですか」と言ったって、「そんなばかな話があるか」ということになると思うわけですね。だから、調停に、やる前にもう一度最後の手段として話ができないかどうか、私はこの6カ月間も・・・もっともっと早くこれは話ができたんじゃないかなと、そう思うんです。その辺は町長も担当課長もちょっとどういうあれか教えていただけますか。

○町長（齋藤文彦君） 私は直接会合の場に出たことがないからあれですけども、やっぱり担当課の話を聞いていると、もう煮詰まって、煮詰まってどうしようもないということで、調停をお願いしているところで、これしか方法はないなというようなところでございます。私の考えとしては。

○産業建設課長（菊池三郎君） 交渉につきましては、先ほど副町長もお答えしておりましたけれども、相手の方ではもう「知ったことか」みたいな感じになっておりまして、とにかく町、基本的に町の方が悪いんだという最初からの考え方をお持ちになっているというような状況だろうと思います。例えば、「おまえらが住宅を買い取れ」とか、表現がいいかどうかわかりませんが、そんな言い方の今の交渉の段階でございまして、先ほどから言っているように具体的なところへの交渉がいかないと、出だしのところでストップしてしまっていて、なかなか先へ

進まないという状況でございます。

○8番（一瀬寿一君） 一個人の災害を受けた方を話ができないから、どうにもならないから、いきなり調停・・・、何回も話は、それはしているでしょうけれども、そういう中で、私はまったくかわいそうとか、そんなことは思いませんよ。条例を作れなんていう話もありますけれども、これは特殊な形の中で、もう少しこういう話を煮詰めた中で、議会に全協でなんでも話をする。先になんかパーセンテージがありきでどんどんきていて、だから、私はね。5パーセントでもいいと思いますよ。思うけれども、しかし、それは議会でちゃんと説明した中で話があった問題じゃなくて、全協で決定したことじゃなくて、それがそういう話になって、また今度は15パーセントになったら、これはとんでもない町は何を交渉ごとに来ているんだという話に私はなろうかと思いますよ。これはとんでもない話で、副町長はさっきから「知りません」とか「聞きません」とか言っているけれども、現にそういう話が相手方にいつているとしたら、どうなるんですか。これは。とりかえしがつかないよ。それで調停に話をして、やってもらいましょうと言ったって、それはもう結局当局側が逃げているというふうにも私は思いますよ。

やっぱりこれは最後まできちっとして、交渉して、そして、相手がこういうことで、これで話ができたら議会に議決をお願いしますというくらいの元気がなくて、右も左もわからない中立のような形でやっていたんじゃ、これは交渉事は進まない。こう思うんですよ。その辺はもう一度ご答弁を願いたい。

○町長（齋藤文彦君） 一瀬議員の言うことはわかるわけですがけれども、いろいろ担当している話を聞くと、先ほど申したとおり会話のキャッチボールができなくて、向こうが一方的にこっちが悪いというわけで、なかなか進まないで、本当にやむにやまれぬ調停ということですので、ぜひご理解いただきたいなと思うところでございます。

○8番（一瀬寿一君） それとですね。手法というのは、議会が同意しないと議会が悪いとかと、なんでも議会のせいにされては困るわけですよ。やはりすべて交渉事は当局がやることですよ。議会がやるんじゃないんですよ。そこのところは勘違いしてもらっては困るわけで、なにしろ、議会の先に同意をつけて、議会がこれであれば承諾しないというのは、私は交渉事の段階から外さなければいけないと思う。

まず、当局が、要するに施主が相手方と話をして、最終的な結果はこういう結果だから、議会の同意を求めるということになればいいけれども、先に話がおかしくなってきた、いま状態は非常におかしい状態に私はなっていると思いますよ。本人からも聞いていますけれども。あとこれくらいのところで交渉が妥協するところへいつていると私は思っています。それをな

んで調停にかけなければならないかなということですよ。

ですから、この5パーセントか15パーセントかという、これは多数決をちょっと、いま議決をとるということじゃなくて、もう一度考え直してもらえないかと思うわけだけれど、その辺はどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 先ほども言っているように、一瀬議員の言うことはわかるわけですが、煮詰めて、煮詰めて、ここまできちゃったものですから、ぜひ調停でお願いしたいなと思うところでございます。

○議長（斉藤 重君） 発言のなかった人、ほかにありますか。

○3番（佐藤作行君） 2点ほどちょっとお伺いしたいのですが、先ほどから5パーセントで話がほとんどできているような話を伺っているわけですが、これは全員協議会で5パーセントという話を町長がしたわけなんです、そういう心構えでいるという話ですか、それが秘密会でやったことがどうして相手方にいっているのかというのが1点。

それから、5パーセントでも3パーセントでもこれはいいと思いますよ。結論から言うとね。その場合に、例えば、5パーセントで決まった場合に、やっぱり松崎町全部がそれに同じように対処するということは町長も言っているわけですから、そこらの担保は調停で5パーセントで決まったという場合に、どういうふうに町長は担保しようとしているのか、そこらをちょっとお伺いしたいです。

○町長（齋藤文彦君） 秘密会で話したことが何でそっちにいくか、ぼくはわかりません。こっちが聞きたいくらいでございます。

それで、作行議員が言うみたいにここでやった工事とここでやった工事は同じような工事の率が違うというようなことは、いろいろやるとうまくありませんので、今度の調停というのは、先ほど申したように仕切り直しになるわけで、これが目安となるようなことがあると思いますので、そのようなことを調停する方をお願いしてやっていきたいと思っているところでございます。

○3番（佐藤作行君） その場合、やっぱり条例で町長が制定する意思があるというふうに受け止めてよろしいですか。

○町長（齋藤文彦君） 条例でなにもかも全部できるということは、ケースバイケースで非常に難しいと思いますけれども、皆さんに不公平のないようにやっていきたいと思っています。

○3番（佐藤作行君） じゃあ、最後に、齋藤町長がまだ在任中はいいですよ。それは。けれど、町長も替わるわけですしね。我われも時間が経てば替わるわけですよ。その場合に、来年土砂

崩れがあればそれは去年のことだからいいでしょう。だけど、10年後に土砂崩れがあるかもわからない。20年後にあるかもわからない。その時はもう町長もお陀仏、私もお陀仏なんてこともありますからね。やっぱりあとのためにもやっぱりそういうことは、ケースバイケースなんて言わないで、岩地でやっても岩科でやっても、中川でも同じようなことがあってもみんな同じ負担率でいくように配慮してもらいたいと思いますよ。これは要望にもなりますけれどね。

○町長（齋藤文彦君） 条例で細部まで全部決められないと思うわけで、やっぱりケースバイケースと想定外というのが起きると思うわけですが、その時はやっぱり町長が協議の上いろいろな率を決めることができるということで、運用規定の中にも入っているわけですが、全部が全部杓子定規にかけるということはなかなか難しいと思います。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと町長か副町長にお伺いしたいのですが、ここは、申立て書をよく読みますと、いわゆる町道があるからということでやるということ、もし町道がなかったらばやるのでしょうか、その点をお願いします。

○町長（齋藤文彦君） 町道がなければやりません。

○2番（福本栄一郎君） わかりました。町の施設だからということですね。

申立て書は町道の原因ではないようなことを書いてありますけれども、それはいいとして、先ほど先輩議員とか同僚議員が言っておりますけれども、相手方が何か5パーセントと言っている。この申立て書は、最後の上の方ですけれども、受益者負担金案（15パーセント）これは、これで調停を出しますと、これがもう調停員が入ったら15パーセントを超えてはいけませんので、これはイコールあるいは下ですね。それでお互いに意見を聞きます。町は代理人が虎ノ門の倉科先生が行きますよね。かたや相手方が人が弁護士を立ててくるのか、本人が行くのかわかりませんが、必ずや「5パーセントと言いました」ということを先ほど言いましたけれども、そうすると、ずっといきます。町が15パーセントは譲らない、それで、相手方が5パーセント、私はそういうふうに聞いています。それで、「誰が言ったんですか」ということは必ず調停員が聞いてくると思うんです。

そうなってくると大変だと。ですから、私の考えでは、もう少し相手方と、用地交渉というのは先ほど6回行ったということですが、もうちょっと町長なり副町長が先頭を切って相手方を説得しなければ、6回だから、議会にかけました。議会が仮に否決したから、だめです。これでは我われの議会が困ってしまうわけですよ。

町長は確かに町の財政の金庫を持っていますね。金庫のキーを。町から付託を受けて財政という金庫を。我われはその金の出し入れをみなければならない。議会議員として。町長も我わ

れも有権者から付託を受けています。7700人の。人口から言いますと。そういった面でこういったことで、いかにして・・・、それは相手方は確かに気の毒ですよ。災害を受けていま避難をしているようですけれども、その辺をまだじっくりと相手方と交渉してやってもらいたいです。例えば、道路、第二東名も私は視察研修に行きましたけれども、これだって着工から何年かかって開通しているんですか。もう地道なもう長年をかけて用地交渉をしてやっと・・・。

○議長（斉藤 重君） ポイントについて質問してください。

○2番（福本栄一郎君） ですから、その辺を・・・、しかもお金がかかりますよね。相手方も弁護士を立てればお金がかかるわけです。その弁護士費用だって、これは先ほど着手金が20万円プラス5万円、それへと旅費がかかると、だけど、工事費も換算して何パーセントというお金がいくじゃないですか。弁護士は。約2600万円くらい、3000万円近く、その何パーセントかを弁護士に払わなければならないでしょう。町も余分なお金、相手方もまたなおかつ弁護士費用を、負担金がかかります。ですから町長とか副町長が行ってじっくりと・・・、これは時間がかかることは当然です。

町長とか副町長、担当課も切ない気持はよくわかりますけれども、もう少しこの不景気で税金が納めなくなると思うんですよ。その辺をじっくりとやってもらいたいということの考え方を伺います。

それから、いろんな我われも資料がないものですから、先ほど副町長が何か協定書を朗読したとか、要望書・・・、それがあつたならば、今までの用地交渉の記録があつたならば、その辺の写しを資料要求したいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 町長が先頭を切れという話でありますけれども、私たちの中では会合は6回しかありませんけれども、非公式にいろいろ話し合っているわけです。もうやむにやまれぬ、こういう調停をお願いしているわけですから、ぜひご理解いただきたいと思うところでございます。

○議長（斉藤 重君） 暫時休憩します。

（午前11時17分）

---

○議長（斉藤 重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

---

○議長（斉藤 重君） 質疑を打ち切って当局から議案第63号については・・・。

(藤井議員「まだ議論をしたいです」と呼ぶ)

(福本議員「先ほどの資料要求の回答がありません」と呼ぶ)

○議長(斉藤 重君) 先ほどの質問に対する回答を。

○副町長(松本忠久君) 議長から要請のありました資料提出についてでございますけれども・・・、議長からの請求ですよね。

○議長(斉藤 重君) はい。

○副町長(松本忠久君) 要望書につきましては、これは議長からの要請のとおりお示ししたいと思います。ただ、交渉記録については、政策形成過程の書類でございますので、これにつきましては文書開示をしないということになっていきますから、申し訳ございませんが、ここでは提出できないということでご了解をいただきたいと思います。

○2番(福本栄一郎君) 資料の方は秘密事項ということで、だけど、協定書と要望書は出せると思うんですよね。この辺はまた議長を通して資料の方を要求しておきます。

(副町長「協定書はないです」と呼ぶ)

○2番(福本栄一郎君) 町長にお伺いしたいのですが、この最後のページに受益者負担金案(15パーセント)ですけれども、町長が先ほどから仕切り直しという言葉で2～3回言っていますが、仕切り直しでしたらこの15パーセントの数字を消した方が私はいいと思うんです。ということは、調停にかけた場合はこれよりも上回らない15パーセントイコール、その下になると思うんです。

要するに、ある面では調停員を縛り付けてしまう恐れがあるんです。いろんな解釈の仕方もあるでしょうけれども、これは仕切り直しで白紙からスタートするということでありましたら、この15パーセントは消した方がいいと思いますけれど、その考え方はどうでしょうか。

○副町長(松本忠久君) これは私どもが法律事務所と相談しながら進めている内容でございますので、弁護士の方がこれを入れた方がいいだろうということでの記載だと思っておりますので、町としては15パーセントという計算書を先方に渡してあるわけです。にも関わらず50パーセントなんていう法外なあれをするということは逆に常識外れと思われる懸念があると、私の感想ですけれど。

そこで、倉科さんの方としては、申立人が控えめに提示したという一字を入れてくれてありますので、15パーセントとはいえ、これは町としては相当譲歩した数字だよということの話を進めるという意味だと思います。

その辺がもし大きい数字を提示した方が有利になるというんだったら、やっぱり町の弁護士ですから、それはそのようにすると思いますけれども。

○2番(福本栄一郎君) ちょっと言っておきますけれども、虎ノ門法律事務所で15パーセント、控えめな数値という副町長の回答ですけれども、倉科先生は法律の専門家であって、判断は町長がするんですよね。町長は政治家ですから。また、弁護士というのは依頼人の要望に応じて右にも左にも行くんですよね。あくまでも倉科先生は法律の専門家で、松崎町長は、齋藤文彦町長が町のトップ。あなたの考え方はどうですか。私はこれで15パーセントを肯定するのではなくて、50パーセントはないですよ。この15パーセントの数値を消した方がいいわけ

でしょう。プラスの面もあるだろうし、マイナスの面もあるだろうし、その辺が調停でどうでしょう。この15を出すと調停員がある面では縛られる恐れがあるからということです。

その辺をもう一回町長の考え方をお伺いします。

○町長（齋藤文彦君）　こちらは弁護士さんと相談してやっているわけで、私の意見がうんぬんよりもいろいろ話し合って、こういうことでいきたいなと思っています。

○2番（福本栄一郎君）　町長の言うことはわかりますけれども、あなたが決めるということです。法律事務所の虎ノ門の先生は法的に瑕疵があるか判断する専門家でプロであって、裁判テクニックのプロであって、こういったことは依頼人であるあなたが政治家として町民から付託を受けたあなたが決めなければならないということですけれども、もう一回再度お願いします。

○町長（齋藤文彦君）　先ほど答えたとおり、こういうのが妥当ではないかと思って決断したことでございます。

○議長（斉藤 重君）　ほかにございませんか。

○1番（藤井 要君）　私はですね。これは個人的な考えといえれば個人的な自分の意思ですがけれども、調停にかけて、そして相手を同じ机の土俵の上にあげるという方が前向きになるのではないかなと思っているんですよ。

ですけれども、最終決断は町長が先ほどから15とか、ここの壇上では5パーセントなんて・・・、5パーセントとかそういう数字が出てくると自体ちょっとおかしいんじゃないかと、最終的に5パーセントが独り歩きしちゃっていて、あたかも5パーセントでまとまるようなことを・・・、ちょっと多くなっているような意見がありますけれども、最終的に町長が15パーセントは基本だけれども、少しの若干の何パーセントかは私がやりたいくらいなそういう5パーセントとかじゃあハンコを絶対押さないと、そういう強い意志のもとで調停に入るんだったら、私は大賛成であるし、そう思っています。

その点、ですから、そういう意思があるのか。もう1～2パーセント下げるんだたらということはあるのかということと、そして、この案件に対して何か先ほど来から5パーセントという・・・、議員が深入りしていると、それはまずいんじゃないかと、その深入りしているのを町長は知っていたのか。

先ほどの答弁からいうと、なんか深入りは私は知らないよというようなことでございますけれども、これを知っていて容認したということになると町長、重大な責任になりますよ。そう思いませんか。

そして、先ほど来から15が、町長は前回の時は5パーセントと提示しました。今回の調停に対して15パーセントがまた出ました。仙石さんの何々腰どころか、私は町長を信じていて払い腰をくらっているようなもんですよ。こんなことばかりやられていて、その点は最初のことに対して強い意志があるのか、お聞きします。

○町長（齋藤文彦君）　調停に入るわけですから、ここで数字のことは言えませんが、強い意志でやりますよ。

それで、なんですか、議員さんと言ったのは。5パーセントの話で裏でなんだかんだやって

いるというのは知りませんよ。私は。

(藤井議員「容認していないということですね」と呼ぶ)

○町長(齋藤文彦君) 容認していません。

○9番(稲葉昭宏君) 再度ちょっと質問させていただきますけれど、これは、私はこれは一つの方法として、前進をするきっかけとして調停でやる、これはいいと思います。

ただ、議会としては、これはもう調停に承認をするということは、調停した案の数字をまた議決するわけですよね。それにもう反対できなくなるわけです。我われはここで調停して決めてくださいよということですから。

例えば、そこで5パーセントあるいはゼロという可能性もあるわけだ。そうした時に議会は、もうあなたたちに任せたんですから、そこに出た数字というのはもうそのまま、我われは反対できませんよということになる。

だから、私はここで少し時間をいただいて、議会の方がもう少しその次の段階のステップのために少し調査とか、あるいはその弁護士との話し合いの結果というのをよく聞いて、そして、やはり次に備えてのことを我われは準備をしたい。

そういうことも含めてひとつ、結局継続審議みたいな形で取り下げていただくという形にはできないのかな。どうですか。

○議長(斉藤 重君) 今の回答じゃないけれども、そういった流れの中で当局から、その報告をします。

議案第63号については議案撤回の申し出がありましたので、その件をここで審議をします。

議案撤回についてこれを認めるという諸君の挙手を求めます。

(賛成多数)

○議長(斉藤 重君) 賛成多数であります。

よって、議案撤回については決定いたしました。

長時間いろいろ述べられましたが、たくさんの意見の中で、そういった結果になりましたので、後ほどまた皆さんで慎重に審議していきたいと、そのようにお願いしたいと思います。

---